

# 第Ⅰ章 総則

## 1 総則

### 1.1 目的

給水装置工事施工基準（以下「施工基準」という。）は、「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」（以下「給水条例」という。）に基づいて施行する給水装置工事について、給水装置の構造及び材質が適正な基準に適合することが確保されるとともに、設計から施工までの必要事項を定め、適正で合理的な実施を図ることを目的とする。

### 1.2 適用の範囲

本施工基準は、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）水道事業の給水区域における給水装置工事に適用し、手続き等工事の施行については、水道企業団を構成する市町の事務所が所管する。

構成市町の事務所は、竹原事務所、三原事務所、府中事務所、三次事務所、庄原事務所、東広島事務所、廿日市事務所、安芸高田事務所、江田島事務所、熊野事務所、北広島事務所、大崎上島事務所、世羅事務所、神石高原事務所の14事務所とする。

水道事務所の所管区域及び所在地は、図I-1-1及び表I-1-1のとおり。



図I-1-1 事務所の所管区域

表 I-1-1 事務所の所在地及び連絡先

事務所名	所在地	所管部署	電話番号
竹原事務所	竹原市中央 4-8-17	工務維持係	0846-22-7768
三原事務所	三原市西野 5-14-1	給水係	0848-64-2294
府中事務所	府中市用土町 440-1	工務維持係	0847-43-7169
三次事務所	三次市三次町 501	工務維持係	0824-62-6165
庄原事務所	庄原市中本町 1-10-1	工務維持係	0824-73-1170
東広島事務所	東広島市西条中央 2-5-18	維持課	082-421-3665
廿日市事務所	廿日市市串戸 5-10-15	工務維持課	0829-32-5294
安芸高田事務所	安芸高田市吉田町吉田 791	工務維持係	0826-47-1203
江田島事務所	江田島市江田島町中央 1-1-1	工務維持係	0823-42-3311
熊野事務所	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	業務係	082-820-5610
北広島事務所	山県郡北広島町有田 1234	水道係	0826-75-2115
大崎上島事務所	豊田郡大崎上島町中野 2067-1	水道係	0846-64-3513
世羅事務所	世羅郡世羅町大字東神崎 351	工務維持係	0847-22-0533
神石高原事務所	神石郡神石高原町小畠 1701	水道係	0847-89-3151

### 1.3 用語の定義

- 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいうが、給水人口 100 人以下のものは除かれる。
- 「水道事業者」とは、国土交通大臣の認可を受けて水道事業を経営する者をいう。
- 「簡易水道事業」とは、給水人口が 5,000 人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が口径 25 mm 以上の導管の全長が 1,500m 以下及び水槽の水槽の有効容量の合計が 100m<sup>3</sup> 以下のものは除く。
  - ・100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
  - ・水道施設において、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供する 1 日最大給水量が 20m<sup>3</sup> を超えるもの。
- 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量の合計が 10m<sup>3</sup> を超えるものをいう。

7 「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設であって、水道事業者の管理に属するものをいう。

8 「配水管」とは、配水池等を起点として、配水するために施設した管をいう。

水道企業団においては、水道企業団が管理する給水管の引き込みが可能である管で、所管する事務所の区域により配水管の口径等は異なる。

9 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 「給水管」とは、配水管又は他の給水管から分岐し、需要者に水を供給する管をいう。

11 「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しができない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓（蛇口）、ボールタップ、湯沸かし器、ウォーターサーバー等の給水用器具をいう。

12 「専用給水装置」とは、給水装置のうち1世帯又は1事業所の専用に給水するものをいう。

13 「共用給水装置」とは、給水装置のうち2世帯又は2箇所以上で共用するものをいう。

14 「私設消火栓」とは、給水装置のうち消防用に給水するものをいう。

15 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去工事をいう。

16 「給水装置工事主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者試験（国家試験）に合格し、交付申請により国土交通大臣及び環境大臣（令和5年度までは厚生労働大臣）より給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者をいう。

17 「供給規程」とは、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。

#### 1.4 関係法令等の遵守

給水装置工事の施行に当たっては、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「政令」という。）、給水条例等の関係法令を遵守しなければならない。

#### 1.5 給水装置工事の申込み

給水装置工事（国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を行おうとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない（給水条例第5条）

## 1.6 給水装置工事の基本事項

### 1 給水装置工事の費用負担

給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたときは、水道企業団の負担とすることができます。  
(給水条例第6条)

### 2 給水装置工事の施行

給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長、他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定した者が施行することができる。（給水条例第7条）

### 3 構造及び材質

(1) 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合させなければならない。

(2) 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

### 4 給水管及び給水用具の指定

(1) 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下、「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。（給水条例第8条第2項）

(2) 企業長は、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。（給水条例第8条第3項）

## 1.7 給水装置工事の種別

### 1 給水装置の種類

給水条例第4条により、給水装置としては、「専用給水装置」及び「共用給水装置」と消防用に使用する「私設消火栓」の3種類を規定している。

### 2 給水装置工事の種別

水道企業団における給水装置工事申込みについては、次の種別による。

#### (1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事

#### (2) 改造工事

給水管の増径、管種変更、水栓の増設など給水装置の原形を変える工事

#### (3) 撤去工事

給水装置の一部又は全部を撤去する工事

(4) 修繕工事

原則として給水装置の原形を変えないで、給水装置の部分的な修理をする工事

## 1.8 指定給水装置工事事業者制度

指定給水装置工事事業者制度（以下「指定事業者制度」という。）は、水道需要者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を法第16条の2第1項の規定に基づき指定する制度である。

平成8年の法改正により、従前の給水区域内に店舗等を構えることや当該水道事業者の行う試験等に合格した責任技術者及び配管技能者を配置する等、各水道事業者で異なっていた指定の基準を全国統一し、給水区域内の所在を要件としない等、規制が緩和された新たな指定事業者制度が設けられた。この指定事業者制度は、新規の指定についてのみ定められており、指定の有効期間がないことから指定事業者の休止及び廃止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難等、実態との乖離が生じていたほか、無届工事や不良工事が発生していたことから、指定事業者制度の改善を図るため、平成30年の法の一部改正により指定の有効期間を設け、5年ごとの更新制が導入された。

## 1.9 指定給水装置工事事業者の遵守事項

指定事業者は、法第25条の3で定める指定の基準を要件として水道事業者が指定する者であり、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を配置しなければならない。また、その選任及び解任について一定の手続きにより水道事業者に届け出なければならない（法第25条の4）、指定事項の変更があったときや事業を廃止あるいは休止や再開をしたときも一定の手続きにより水道事業者に届け出なければならない（法第25条の7）。加えて、指定事業者は法第25条の8に基づき、同法施行規則第36条に定める事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならず、上記法令等に違反した場合、水道事業者は法第25条の11により指定事業者の指定を取り消すことができる旨が規定されている。

(事業の運営基準)

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事について法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
  - イ 政令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること
  - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること
- 六 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
  - イ 施主の氏名又は名称
  - ロ 施行の場所
  - ハ 施行完了年月日
  - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
  - ホ 竣工図
  - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
  - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

### 1.10 給水装置工事主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、指定事業者制度の施行にあわせ創設された国家資格であり、給水装置が構造及び材質の基準に適合する工事を確実に施工するため、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程について、技術上の総括・管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の指導監督を行う。

また、給水装置工事の技術上の総括者として必要な技術水準を確保するため、法第25条の4及び同法施行規則第23条によって、給水装置工事主任技術者の職務が定められ、適正な施工を確保するための責任と地位が付与されている。

(給水装置工事主任技術者)

水道法第 25 条の 4

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 納入装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 納入装置工事に関する技術上の管理
- 二 納入装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 納入装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他国土交通省令で定める職務

4 納入装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者の職務)

水道法施行規則第 23 条

法第 25 条の 4 第 3 項第 4 号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において実施する給水装置工事に関し、当該水道事業者との各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を実施しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 納入装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡